

# 労働保険事務組合事務処理規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規約は、一般社団法人諏訪労働基準協会定款第4条第一項第6号の規定により、一般社団法人諏訪労働基準協会が労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という）第4章に基づき、労働保険事務組合として組合員の委託を受けて労働保険事務を処理する方法及びその処理に関して生じる本事務組合に労働保険事務を委託した組合員（以下『委託組合員』という）及び委託組合員であって労働者災害補償保険法（以下『労災保険法』という）第27条の規定による特別加入の承認を受けている組合員（以下『特別組合員』という）の責任を定めることを目的とする。

## 第2章 労働保険関係事務処理の委託

### (労働保険関係事務の受託)

第2条 本事務組合が、委託を受けて処理する労働保険事務は労災保険法の規定による保険給付の請求書等の記載事項に関する証明及び雇用保険法の規定による日雇労働被保険者に関する事務等を除き委託組合員が事業主として処理すべき労働保険事務の一切とする。

2 本事務組合員に労働保険事務を委託しようとするときは、前項に規定する労働保険の一切の処理を委託するものとする。

### (委託事務の手続)

第3条 委託組合員は、本事務組合に労働保険事務の処理を委託しようとするときは、本事務組合に労働保険事務等委託書（組様式第一号）を提出しなければならない。

2 本事務組合は、前項の労働保険事務等委託書の提出を受けたときは直ちに受託の可否を当該委託組合員に通知するものとする。

3 本事務組合は、労働保険事務の処理を受託したときは、「労働保険事務等処理委託事業主名簿（省令様式第18号）」に所定の事項を記載し、労働保険事務組合事務処理規約を当該委託組合員に交付するものとする。

4 労災保険法第34条又は第36条の規定に基づき特別加入をしようとする委託組合員は、中小事業主等又は海外派遣者の特別加入申請書を本事務組合に提出しなければならない。

### (委託の解除及び特別加入からの脱退)

第4条 本事務組合又は委託組合員が、労働保険事務処理の委託を解除しようとするときは、7日前までに労働保険事務委託解除通知書（組様式第11号）によって本事務組合又は委託組合員に通知しなければならない。

2 特別組合員が、労働保険事務処理の委託を解除しようとするときは、あらかじめ次条に規定する手続を行い都道府県労働局長の承認を受けなければならない。

3 本事務組合は、委託組合員が法令又はこの規約に違反したときは、労働保険事務処理の委託を解除することができる。

(特別加入からの脱退手続)

第5条 特別組合員が、労災保険法第33条第1号及び第2号又は第6号に掲げる者を包括して労災保険の保険給付を受けることができる者としないことを希望する場合には、特別加入脱退申請書を本事務組合に提出しなければならない。

第3章 事務処理の方法

(賃金総額等の報告)

第6条 委託組合員は、次の各号に掲げる事項を、労働保険料算定基礎賃金等の報告(様式第4号)により、本事務組合に報告しなければならない。

- 一 事業の概要
  - 二 使用労働者について前年度中(前年4月から本年3月31日まで)に支払った賃金の総額及び本年度中に支払う賃金総額の見込額
  - 三 その年の3月中に使用した1か月平均の労働者数
  - 四 特別加入している者がある場合には、その者につき本年度に希望する給付基礎日額
  - 五 その他本事務組合が必要と認める事項
- 2 本事務組合が、都道府県労働局歳入徴収官からメリット事業にかかる労災保険率及び都道府県労働局長から特別加入者にかかる給付基礎日額に関する通知を受けたときは、「労働保険料等徴収及び納付簿(省令様式第19号)」に所定の事項を記載し、すみやかに当該事務組合員に通知するものとする。

(一括有期事業等の報告)

第7条 法第7条の規定により有期事業の一括扱いを受ける事業に係る委託組合員は、それぞれの事業を開始した翌月5日までに、本事務組合に報告しなければならない。

(被保険者の異動等に関する報告)

第8条 委託組合員は、その使用労働者について雇用保険の被保険者の資格取得喪失、転出入、氏名変更等の異動(以下「被保険者の異動」と言う)又は委託組合員についての事業主の名称変更、住所変更等の異動(以下「事業主の異動」という)に関する公共職業安定所長に対する届書を作成するに必要な事実をその届書の提出期限5日前までに本事務組合に報告しなければならない。

- 2 委託組合員は、雇用保険被保険者証(以下「被保険者証」という)の交付を受けている者について、前項の規定による被保険者の資格の取得、転入及び氏名の変更の通知を行うときは、被保険者証を提出しなければならない。
- 3 本事務組合が第一項の通知を受けたときは、「雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿(省令様式第20号)」(以下「事務等処理簿」という)に所定の事項を記載するものとする。
- 4 本事務組合が、公共職業安定所長から被保険者の異動または事業主の異動に関する通知を受けたときは、事務等処理簿に必要事項を記載し、すみやかに当該委託組合員に通知するものとする。この場合、遅滞なく事務等処理簿に当該組合員の確認印を捺するものとする。

5 本事務組合が、雇用保険法施行規則第10条第1項、第2項、第13条第4項及び第14条第3項の規定により被保険者証の交付又は返付を受けたときは、すみやかに当該被保険者を使用する委託組合員に被保険者証を送付するものとする。  
(離職証明書・高年齢雇用継続・育児休業・介護休業に関する報告)

第9条 委託組合員は、その使用する被保険者が離職した場合は、雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という）を作成するに足る事業及び当該被保険者が雇用保険被保険者離職票（以下「離職票」という）の交付を希望する旨又は希望しない旨を本事務組合に報告しなければならない。

2 本事務組合は、離職証明書を作成するに足る事実及び離職票の交付を希望する旨又は希望しない旨の通知を委託組合員から受けたときは、その旨を事務処理簿に記載するものとする。

3 本事務組合が、雇用保険被保険者資格喪失届に離職証明書を添えて公共職業安定所長に提出し、離職票の交付を受けたときは、すみやかに当該離職者に離職票を交付するものとする。ただし、当該離職者を使用していた委託組合員を通じて交付することを妨げない。

4 本事務組合が、離職票を交付したときは、事務等処理簿に所定の事項を記載し、その交付を受けた者から受領印を徴するものとする。

5 本事務組合は、離職票の交付を希望しなかった離職者がその後離職票の交付を希望したため、離職証明書を交付したときは、当該離職者を雇用していた委託組合員にその旨を通知するとともに、事務等処理簿に所定の事項を記載するものとする。

6 高年齢雇用継続給付に関する60歳定期時証明書、介護休業、育児休業に関する届出申請についても離職票と同様に作成交付するものとする。

(労働保険料の納付に関する事項)

第10条 本事務組合は、委託組合員から第6条の報告を受けたときは、前年の確定保険料及び当年度概算保険料を算定し、納付すべき労働保険料を保険料納入通知書「組機様式第7号（甲）」により委託組合員に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた委託組合員は、当該納付すべき労働保険料を本事務組合の指定する期日までに本事務組合に納付しなければならない。

3 本事務組合は、前項の規定による労働保険料の納付を受けた場合には、事業別「労働保険料徴収及び納付簿」に労働保険料額及び受領年月日を記載するものとする。

4 本事務組合は、第6条の規定による報告を受け第2項の規定による労働保険料の納付を法定納期前に受けた場合は法定納期限までに、法定納期後に受けた場合には直ちに、所定の保険料申告書を作成し、その保険料を国に納付するものとする。

5 本事務組合は、委託組合員から納付された労働保険料その他の徴収金について第3期分までを国に納付したときは、その旨を当該委託事務組合員に通知するものとする。

(納入告知を受けた場合の事務)

第 11 条 本事務組合は、委託組合員が法施行規則第 38 条第 5 項の規定による納入の告知を受けたときは、「労働保険料徴収及び納付簿」に納入告知にかかる事項を記載するとともにその納入告知書に指定された納期限の 10 日前までに委託組合員にその納入告知書を送付するものとする。

2 納入告知書の送付を受けた委託組合員は、納入告知書に指定された納期限の 5 日前までに、納入告知にかかる金額を納入告知書に添えて本事務組合に納付しなければならない。

第 12 条 本事務組合は、委託組合員について法第 26 条第 1 項の督促状を受けたときは、「労働保険料当徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するとともに、督促状に指定された期限の 7 日前までに、督促状を添付し納入するものとする。

2 前項の通知を受けた委託組合員は、督促状の指定納期限の 5 日前までに督促状の労働保険料等を本事務組合に納付しなければならない。

(領収書の発行)

第 13 条 本事務組合は、第 10 条、第 11 条、第 12 条に規定する場合において委託組合員から労働保険料等の交付を受けたときは、領収書（組機様式第 8 号）をすみやかに発行し「労働保険料等徴収及び納付簿」に所定の事項を記載するものとする。

(領収書の保存)

第 14 条 本事務組合は、委託組合員から労働保険料その他の徴収金の納付を受け、これを国に納付したことを証する「領収証（控）」、「納付書・領収証書」等を 3 年間保存するものとする。

#### 第 4 章 事務組合の責任

(労働保険料等の納付責任)

第 15 条 委託組合員が労働保険料その他の規定による徴収金の納付のため、金銭を本事務組合に納付したときは、本事務組合はその金銭の限度で政府に対してそれらの納付の責を負うものとする。

2 法第 21 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定によって、政府から追徴金又は滞納金を徴収される場合において、その徴収について次条又は第 17 条に規定の事由があるときは、本事務組合は、その金額の限度で政府に対する徴収金の納付の責を負うものとする。

(追徴金納付責任)

第 16 条 本事務組合は、次の各号に掲げる場合、追徴金の納付の責を負うものとする。

一 委託組合員が前年度中に支払った賃金の総額等第 6 条第 1 項にかかる保険料申告書を作成するに足る事実を報告したにもかかわらず、申告期限を経過し、政府により法第 19 条第 4 項に基づき確定保険料の認定決定を受けた追徴金を徴収される場合

二 前号に掲げる場合のほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって追徴金が徴収される場合

(延滞金の納付責任)

第 17 条 本事務組合は、次の各号を掲げる場合は、延滞金の納付の責を負うものとする。

- 一 委託組合員が、督促状の指定納付期限の 5 日前までに、労働保険料を本事務組合に交付したにもかかわらず、本事務組合が指定納付期限までにその労働保険料を政府に納付しないため、延滞金を徴収される場合
- 二 第 12 条第 1 項の規定に違反して、本事務組合が指定期限の 7 日前までにその委託組合員に督促の通知を行わなかったため、督促状の指定納付期限までに納付が出来ず、そのため延滞金を徴収される場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、本事務組合の責に帰すべき事由によって生じた延滞金を徴収される場合

## 第 5 章 手 数 料

(手数料の額)

第 18 条 本事務組合は、労働保険事務組合の業務を運営するため、委託組合員から別紙のとおり手数料を徴する。

(手数料の納入)

第 19 条 委託組合員は、その年度の概算保険料を本事務組合に納付するとき、合わせて手数料を納付しなければならない。

## 第 6 章 会 計

(労働保険事務組合労働保険料特別会計の収入・支出)

第 20 条 労働保険事務組合労働保険料特別会計においては、本事務組合が委託組合員から納付を受けた労働保険料その他の徴収金、法第 19 条第 6 項の規定による政府からの還付金を収入とし、政府に納入した労働保険料その他の徴収金及び委託組合員から受け入れた労働保険料その他の徴収金の超過額、返還金を支出する。

- 2 本事務組合は、労働保険料その他の徴収金のために委託組合員から納付を受けた金銭を、その目的以外に使用しないものとする。
- 3 本事務組合は、労働保険料その他の徴収金を受けた場合、直ちに納付するとの他は、八十二銀行に設けられている労働保険料等専用口座に預託するものとする。

この場合、労働保険料その他の徴収金は、国に納付し又は委託組合員に還付する)場合のほかは引き出さないものとする。

- 4 本事務組合は、委託組合員の労働保険料その他の徴収金の納付のため本事務組合に納付した金銭が納付すべき労働保険料その他の徴収金の額を超過している場合には、超過分の金額を当該委託組合員に返還するものとする。

ただし、当該委託組合員の承認によって未納の労働保険料その他の徴収金に充当出来るものとする。

(法人会計の収入・支出)

第 21 条 本事務組合は、法人会計においては、第 18 条に規定する手数料、報奨金及び助成金を収入とし、事務費及びその他の費用を支出とする。

(経理年度)

第 22 条 労働保険事務組合労働保険料特別会計の経理年度は、一般社団法人諏訪労働基準協会の事業年度とする。

(専用口座の預金通帳と印鑑の保管)

第 23 条 本事務組合は、労働保険料等専用口座の預金通帳と印鑑の保管責任者をそれぞれ別の者とする。

(監 査)

第 24 条 本事務組合は、毎年 1 回又は隨時に労働保険事務処理及び労働保険料等の預り金の処理について監査を受けるものとする。

## 第 7 章 報 告

(総会等への報告)

第 25 条 本事務組合は、毎年 1 回一般社団法人諏訪労働基準協会の総会等の議決機関において労働保険料その他の徴収、納付状況を報告するものとする。

## 第 8 章 特定個人情報の保護

(特定個人情報保護の徹底)

第 26 条 委託組合員及びその使用労働者に係る本事務組合が保有する特定個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、特定個人情報の保護を徹底しなければならない。特定個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、一般社団法人諏訪労働基準協会の総会等の議決機関の承認を経て別に定める。

## 附 則

(承 認)

第 1 条 本事務組合は、この規約について一般社団法人諏訪労働基準協会の理事会の承認を得るものとする。

(施行期日)

第 2 条 この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(社団法人諏訪労働基準協会労働保険事務組合事務処理規約の廃止)

第 3 条 本規約の施行に伴い、従前の社団法人諏訪労働基準協会労働保険事務組合事務処理規約は廃止する。

第 4 条 この規約は、平成 28 年 1 月 1 日から改正施行する。